

## 35. 個人情報保護規程



# 個人情報保護規程

## 第1章 総 則

### 第1条（目 的）

本規程は、個人情報の保護に関する基本事項を定めることにより、会社が個人情報の適正な運営管理を行うことを目的とする。

- 2 個人情報の保護に関し、この規程に定めのない事項については、「個人情報の保護に関する法律」（以下「個人情報保護法」という）および「個人情報の保護に関する法律施行令」（以下「個人情報保護法施行令」という）その他の関係法令（以下「法令等」という）の定めるところによる。なお、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づく個人番号やその内容を含む個人情報に関しては、「特定個人情報保護規程」において別途定めるところに従うものとする。

### 第2条（定 義）

この規程における用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- ①「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名生年月日その他の記述等（文書、図画もしくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識できない方法をいう）で作られる記録をいう）に記載され、もしくは記録され、または音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く）により特定の個人を識別できるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別できることとなるものを含む）のほか、個人識別符号が含まれるものをいう。
- ②「個人識別符号」とは、特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもののほか、個人に提供される役務の利用もしくは個人に発行されるカードその他の書類に記載され、もしくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者もしくは発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、または記載され、もしくは記録されることにより、特定の利用者または発行を受ける者を識別することができるもののうち個人情報保護法施行令第1条で定めるものをいう。
- ③「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして個人情報保護法施行令第2条で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

- ④「個人情報データベース等」とは、特定の個人情報をコンピュータ等を用いて検索できるように体系的に構成したものおよびこれに含まれる個人情報を一定の規則に従って整理することにより特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成した情報の集合物であって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するものをいい、利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして次のいずれにも該当するものを除く。
- (1) 不特定かつ多数の者に販売することを目的として発行されたものであって、かつ、その発行が法または法に基づく命令に違反して行われたものでないこと
  - (2) 不特定かつ多数の者により随時に購入することができ、またはできたものであること
  - (3) 生存する個人に関する他の情報を加えることなくその本来の用途に供しているものであること
- ⑤「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう（保有個人データを含む）。
- ⑥「保有個人データ」とは、個人データのうち、会社が、開示、内容の訂正、追加または削除、利用の停止、消去および第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データをいう。ただし、以下のものを除く。
- (1) 6か月以内に消去することとなるもの
  - (2) 当該個人データの存否が明らかになることにより、本人または第三者の生命身体または財産に危害が及ぶおそれがあるもの
  - (3) 当該個人データの存否が明らかになることにより、違法または不当な行為を助長し、または誘発するおそれがあるもの
  - (4) 当該個人データの存否が明らかになることにより、国の安全が害されるおそれ他国もしくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれまたは他国もしくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの
  - (5) 当該個人データの存否が明らかになることにより、犯罪の予防、鎮圧または捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがあるもの

## 第2章 個人情報の取得

### 第3条（利用目的の特定）

会社は、個人情報を取り扱うにあたっては、その利用目的をできる限り特定しなければならない。

- 2 個人データを第三者に提供する場合は、前項により特定する利用目的においてその旨を特定しなければならない。
- 3 第1項により特定した利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

#### 第4条（適正な取得）

個人情報、偽りその他不正の手段により取得してはならない。

- 2 個人情報の取得は、思想、信条および信教に関する事項ならびに社会的差別の原因となる事項を調査することを目的として行ってはならない。
- 3 要配慮個人情報の取得は、次に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得て行わなければならない。
  - ① 法令等に基づく場合
  - ② 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
  - ③ 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
  - ④ 国等の機関またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
  - ⑤ 当該要配慮個人情報が、本人、国等の機関その他法令等で定める者により公開されている場合
  - ⑥ 本人を目視し、または撮影することにより、その外形上明らかな要配慮個人情報を取得する場合
  - ⑦ 委託、事業承継および共同利用をする際に個人データである要配慮個人情報の提供を受けるとき

#### 第5条（利用目的の通知・公表）

個人情報を取得する場合は、あらかじめ、第3条により特定した利用目的を公表し、あらかじめ公表できない場合は、取得後速やかに、その利用目的を本人に通知し、または公表しなければならない。

- 2 第3条第3項の規定により利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、または公表しなければならない。
- 3 前2項の規定は、下記各号に該当する場合は、適用しない。
  - ① 人の生命、身体または財産その他の権利利益を保護するため必要な場合
  - ② 会社の権利または正当な利益を害するおそれがある場合
  - ③ 国または地方公共団体の法令に定める事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合
  - ④ 取得の状況に照らし、利用目的が明らかであると認められる場合

#### 第6条（本人から直接取得する際の利用目的の明示）

契約書その他の書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識できない方法を含む。）により本人から直接個人情報を取得する場合は、個人情報を取得する前に、本人に対して、第3条により特定した利用目的を明示しなければならない。

- 2 前項の規定は、下記各号に該当する場合は適用しない。
  - ① 人の生命、身体または財産その他の権利利益を保護するために必要な場合

- ② 会社の権利または正当な利益を害するおそれがある場合
- ③ 国または地方公共団体の法令に定める事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合
- ④ 取得の状況に照らし、利用目的が明らかであると認められる場合

#### 第7条（保有個人データに関する事項の公表等）

保有個人データに関しては、次に掲げる事項を、本人の知り得る状態に置くものとする。

- ① 保有個人データの利用目的（前条第2項第1号から第3号までに該当する場合を除く）
- ② 第4章で規定する保有個人データに関する事項の通知等の求めに応じる手続
- ③ 保有個人データの取扱いに関する苦情の申出先

## 第3章 個人情報の利用および提供

#### 第8条（正確性の確保）

個人データは、利用目的の達成に必要な範囲内において、正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。

#### 第9条（利用目的による制限）

個人情報は、原則として具体的な権限を与えられた者のみが、業務遂行上必要な場合に限り利用できるものとし、第3条により特定した利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

- 2 利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱う場合は、あらかじめ本人の同意を得なければならない。
- 3 前2項の規定は、下記各号に該当する場合は適用しない。
  - ① 法令に基づく場合
  - ② 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
  - ③ 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
  - ④ 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

#### 第10条（第三者提供の制限）

個人データは、原則として第三者に提供してはならない。

- 2 個人データを第三者に提供する場合は、あらかじめ本人の同意を得なければならない。
- 3 前項の規定は、下記各号に該当する場合は、適用しない。
  - ① 法令に基づく場合
  - ② 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
  - ③ 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
  - ④ 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
- 4 次の各号に定める場合には、第三者への提供には該当しないものとする。
  - ① 会社が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部または一部を委託することに伴って当該個人データが提供される場合
  - ② 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合
  - ③ 法令等に基づき、特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的および当該個人データの管理について責任を有する者の氏名または名称について、あらかじめ、本人に通知し、または本人が容易に知り得る状態に置いているとき

#### 第 11 条（第三者提供をする際の記録）

- 個人データを第三者に提供する場合、当該個人データを提供する部門の管理責任者は、提供年月日、当該第三者の氏名または名称、連絡先、提供する個人データの項目等の記録を速やかに作成し、3年間適切に保存しなければならない。
- 2 前項の記録は、当該第三者から継続的にもしくは反復して個人データの提供をしたときまたは当該第三者から継続的にもしくは反復して個人データの提供をすることが確実であると見込まれるときの記録は、一括して作成することができる。この場合の当該記録の保存期間は最後に個人データの提供を行った日から起算して3年を経過する日までの間とする。
  - 3 前2項の規定に関わらず、本人に対する物品または役務の提供に関連して当該本人に係る個人データを第三者に提供した場合において、当該提供に関して作成された契約書その他の書面に記録すべき事項が記載されているときは、当該書面をもって第三者から個人データを提供したときの記録に代えることができる。この場合の当該記録の保存期間は、最後に個人データの提供を行った日から起算して1年を経過する日までの間とする。
  - 4 前3項の規定は、前条第3項各号または前条第4項各号のいずれかに該当する場合については、適用しない。

## 第12条（第三者提供を受ける際の確認および記録）

個人データを第三者から受領する場合、当該個人データを受領する部門の管理責任者は、受領年月日、当該第三者の氏名または名称、連絡先、当該第三者が当該個人データを取得した経緯・方法、受領する個人データの項目等を確認した上で、当該情報を含む受領記録を速やかに作成し、3年間適切に保存しなければならない。

- 2 前項の記録は、当該第三者から継続的にもしくは反復して個人データの提供を受けたとき、または当該第三者から継続的にもしくは反復して個人データの提供を受けることが確実であると見込まれるときの記録は、一括して作成することができる。この場合の当該記録の保存期間は最後に個人データの提供を受けた日から起算して3年を経過する日までの間とする。
- 3 前2項の規定に関わらず、本人に対する物品または役務の提供に関連して第三者から当該本人に係る個人データの提供を受けた場合において、当該提供に関して作成された契約書その他の書面に記録すべき事項が記載されているときは、当該書面をもって第三者から個人データの提供を受けたときの記録に代えることができる。この場合の当該記録の保存期間は最後に個人データの提供を受けた日から起算して1年を経過する日までの間とする。
- 4 前3項の規定は、第10条第3項各号または第10条第4項各号のいずれかに該当する場合については、適用しない。

## 第4章 保有個人データの開示・訂正・利用停止

### 第13条（保有個人データの利用目的の通知の求め）

本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、次の手続に従って対応する。

- ① 通知の求めの受付先は、総務人事部とする。
  - ② 通知の求めは、会社が定める様式の通知申請書の提出による。
  - ③ 通知の求めをする者が本人またはその代理人であることの確認は、会社が定める書類により行う。
- 2 前項により本人または代理人による通知の求めであることを確認した場合は、本人に対し、遅滞なく、当該保有個人データの利用目的を通知するものとする。
  - 3 前2項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合は適用しない。
    - ① 第7条の規定により当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかな場合
    - ② 人の生命、身体または財産その他の権利利益を保護するため必要な場合
    - ③ 会社の権利または正当な利益を害するおそれがある場合
    - ④ 国または地方公共団体の法令に定める事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合

- 4 前項に基づき保有個人データの利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、遅滞なく、本人に対しその旨を通知するものとする。この場合、その理由を説明するよう努めるものとする。

#### 第14条（保有個人データの開示の求め）

- 本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示の求めがなされた場合は、前条第1項に定める手続に従って対応する。ただし、同項における「通知」を「開示」に改める。
- 2 前項により本人または代理人による開示の求めであることを確認した場合は、本人に対して書面または本人が同意した他の方法により、遅滞なく当該保有個人データを開示するものとする。開示する書面様式は会社が定める。
  - 3 前項にかかわらず、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部または一部を開示しないことができる。
    - ① 本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
    - ② 会社の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれのある場合
    - ③ 法令に違反することとなる場合
  - 4 前項に基づき保有個人データの全部または一部を開示しない旨の決定をしたときは、遅滞なく、本人に対しその旨を通知するものとする。この場合、その理由を説明するよう努めるものとする。

#### 第15条（保有個人データの訂正等の求め）

- 本人から、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないという理由によって、当該保有個人データの訂正、追加または削除（以下「訂正等」という。）を求められた場合には、第13条第1項に定める手続に従って対応する。ただし、同項における「通知」を「訂正等」に改める。
- 2 前項により本人または代理人による訂正等の求めであることを確認した場合は、遅滞なく必要な調査を行い、訂正等を行う必要があれば、当該保有個人データの訂正等を行わなければならない。
  - 3 前項に基づき保有個人データの訂正等を行ったとき、または訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なくその旨（訂正等を行ったときはその内容を含む。）を通知するものとする。この場合、その理由を説明するよう努めるものとする。

#### 第16条（保有個人データの利用停止等の求め）

本人から、当該本人が識別される保有個人データが、第9条に違反して取り扱われているという理由または第4条に違反して取得されたものであるという理由によって当該保有個人データの利用の停止または消去が求められた場合および第10条に違反して提供されているという理由によって当該保有個人データの第三者提供の停止が求められた場合（以下、利用の停止または消去および第三者提供の停止をあわせて「利用停止等」という。）には、第13条第1項に定める手続に従って対応する。ただし、同項における「通知」を「利用停止等」に改める。

- 2 前項により本人または代理人による利用停止等の求めであることを確認した場合は、遅滞なく必要な調査を行い、その求めに理由があることが判明した場合には、遅滞なく、当該求めに応じて利用停止等の措置を講じなければならない。
- 3 前項に基づき保有個人データの利用停止等を行ったとき、または利用停止等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なくその旨を通知するものとする。この場合、その理由を説明するよう努めるものとする。

## 第5章 個人情報情報の廃棄・消去

#### 第17条（個人データの削除・廃棄）

個人データは、第3条により特定した利用目的の達成等により利用する必要がなくなった場合は、以下の方法で遅滞なく削除または廃棄するよう努めるものとする。

- ① 個人データが記載された書類を廃棄する場合、焼却、溶解、シュレッダー処理等を行う。
  - ② 個人データが記録された機器または電子媒体等を廃棄する場合、物理的に破壊する。または専用のデータ削除ソフトウェア等を利用する。
- 2 個人データを削除した場合、または個人データが記録された機器、電子媒体等を廃棄した場合には、削除または廃棄した記録を保存する。それらの作業を委託する場合には、委託先が確実に削除または廃棄したことについて証明書等により確認する。
  - 3 個人情報記載された書類等について、所管法令により一定期間の保存が義務付けられている場合は、前項の規定にかかわらず、その期間は当該個人情報を保管することができる。

## 第6章 安全管理措置

### 第1節 総 則

#### 第18条（安全管理措置）

会社は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失または毀損の防止その他の個人データの適切な管理のために必要な安全管理措置を講ずる。

### 第2節 組織的安全管理措置および人的安全管理措置

#### 第19条（個人情報保護管理者）

会社は、個人データの安全管理措置の実施に関する責任者として、個人情報保護管理者を1名置くものとし、役員より選任する。

2 個人情報保護管理者は、次の各号の権限と責任を有する。

- ① 個人データの取扱いの統括
- ② 個人データが諸規程に基づき適正に取り扱われるよう、従業員に対する必要かつ適切な監督を行うこと
- ③ 個人データの保護に関する意識を高めるための従業員に対する啓発その他の教育研修の実施
- ④ 個人データの取扱いに関し、不正なアクセス、データの紛失・破壊・改ざん・漏洩等の事故または法令もしくは当社諸規程に違反する行為の発生またはその兆候を把握した場合の対応
- ⑤ 第4章に規定する保有個人データに関する事項の通知等の手続の決定
- ⑥ 第8章に規定する苦情処理のために必要な体制の整備

3 個人情報保護管理者は、従業員より個人情報保護管理者の業務を補佐する者を選任し、個人情報保護管理者を責任者として、会社における個人データの取扱いを監督する管理委員会を設置することができる。

#### 第20条（個人情報取扱責任者）

会社は、個人データの取扱いの管理に関する事項を行うために必要な知識および経験を有していると認められる従業員のうちから個人情報取扱責任者（以下「取扱責任者」という）を置く。

2 取扱責任者と個人情報保護管理者は、兼ねることができる。

3 取扱責任者は、次の各号の権限と責任を有する。

- ① 個人データの取得、利用、保存、提供または消去・廃棄等の作業を担当する従業員に対する必要かつ適切な監督
- ② 個人データの取扱状況の記録およびその管理

- ③ 個人データの取扱いを外部に委託する場合の委託先の選定、委託契約締結の承認、委託先における個人データの取扱状況の把握
- 4 取扱責任者は、個人データの取扱いに関し、不正なアクセス、データの紛失・破壊・改ざん・漏えい等の事故または法令もしくは諸規程に違反する行為の発生またはその兆候を把握した場合、個人情報保護管理者に報告しなければならない。

#### 第 21 条（部門長の責務）

部門長は、当該部門における個人データを適切に管理する任に当たる。

- 2 部門長は、当該部門における個人データの取扱いに関し、不正なアクセス、データの紛失・破壊・改ざん・漏えい等の事故または法令もしくは諸規程に違反する行為の発生またはその兆候を把握した場合は、直ちに取扱責任者または個人情報保護管理者に報告しなければならない。

#### 第 22 条（従業員の責務）

従業員は、個人情報に関連する法令および諸規程並びに個人情報保護管理者その他の上長の指示に従って、個人情報を取り扱わなければならない。

- 2 従業員は、会社が管理する個人情報について、会社の業務に従事している間だけでなく、退職後も、他の従業員または会社外の者その他の第三者に開示漏えいしてはならず、自己または第三者のために使用してはならない。
- 3 会社は、従業員に対して個人情報の保護および適正な取扱いに関する誓約書の提出を命じることができる。
- 4 従業員は、会社が決定した方針に基づく研修を受けなければならない。
- 5 従業員は、個人データの取扱いに関し、不正なアクセス、データの紛失・破壊・改ざん・漏えい等の事故または法令もしくは諸規程に違反する行為の発生またはその兆候を把握した場合、直ちに部門長、取扱責任者または個人情報保護管理者に報告しなければならない。

#### 第 23 条（個人情報監査責任者）

会社は、個人情報監査責任者（以下「監査責任者」という。）を置く。

- 2 監査責任者は、会社における個人データの管理の状況について監査する任に当たる。

#### 第 24 条（監査の実施）

監査責任者は、個人データの取扱状況を定期的に点検し、個人データの取扱いが適法かつ適切に行われているかについて監査する。

- 2 監査責任者は、前項の監査の結果を取りまとめ、これを代表取締役および個人情報保護管理者に報告する。

## 第25条（見直し）

個人情報保護管理者は、前条の監査の結果のほか、個人情報の取扱いに関する法令の制定・改正および社会情勢の変化等に応じて、定期的に安全管理措置の見直しおよび改善を行う。

## 第26条（事故等への対処）

個人情報保護管理者は、個人データの取扱いに関し、不正なアクセス、データの紛失・破壊・改ざん・漏えい等の事故または法令もしくは諸規程に違反する行為の発生を確認した場合は、当該情報の性質および被害の程度を勘案し、以下の対処の実施を検討する。

- ① 事業者内部における報告および被害の拡大防止
- ② 事実調査および原因の究明
- ③ 影響範囲の特定
- ④ 再発防止策の検討および実施
- ⑤ 影響を受ける可能性のある本人への連絡
- ⑥ 事実関係および再発防止策等の公表
- ⑦ 個人情報保護委員会への報告

## 第27条（監督および教育研修）

会社は、個人データが諸規程に基づき適正に取り扱われるよう、個人データの取得、利用、保存、提供または消去・廃棄等の作業を担当する従業員に対する必要かつ適切な監督を行う。

- 2 会社は、個人情報の取扱いに関する諸規程を従業員に遵守させ、個人データの適正な取扱いに関する従業員の意識を高めるための啓発その他の教育研修を実施する。

# 第3節 物理的安全管理措置

## 第28条（個人データを取り扱う区域の管理）

会社は管理区域および取扱区域を明確にし、それぞれの区域に対し、次の各号に従い以下の措置を講じる。

### ① 管理区域

入退室管理および管理区域へ持ち込む機器および電子媒体等の制限を行う。

### ② 取扱区域

可能な限り壁または間仕切り等を設置すること、個人データの取得、利用、保存、提供または消去・廃棄等の作業を担当する従業員以外の者の往来が少ない場所へ座席配置を行うこと、後ろから覗き見される可能性が低い場所への座席配置等を行うことなど座席配置を工夫する。

#### 第 29 条（機器および電子媒体等の盗難等の防止）

会社は管理区域および取扱区域における個人データを取扱う機器、電子媒体および書類等の盗難または紛失等を防止するために、次の各号に掲げる措置を講じる。

- ① 個人データを取扱う機器、電子媒体または書籍等を、施錠できるキャビネット・書庫等に保管する。
- ② 個人データを取扱う情報システムが機器のみで運用されている場合は、セキュリティワイヤー等により固定する。

#### 第 30 条（電子媒体等を持ち運ぶ場合の漏えい等の防止）

会社は個人データが記録された電子媒体または書類等の持ち出し（個人データを、管理区域または取扱区域の外へ移動させることをいい、事業所内での移動等も含まれる。）は、次に掲げる場合を除き禁止する。なお、「持ち出し」とは、個人データを、管理区域または取扱区域の外へ移動させることをいい、事業所内での移動等も持ち出しに該当するものとする。

- ① 個人データに係る外部委託先に、委託事務を実施する上で必要と認められる範囲内でデータを提供する場合
  - ② 利用目的の範囲で個人データを利用する場合
- 2 前項により個人データが記録された電子媒体または書類等の持ち運びを行う場合には、データの暗号化、パスワードの設定、封緘、目隠しシールの貼付、封筒に封入し鞆に入れて搬送する等、紛失・盗難等を防ぐための安全な方策を講ずるものとする。

#### 第 31 条（個人データの削除および機器、電子媒体等の廃棄）

個人データを廃棄・削除する段階においては、個人データを焼却、裁断、磁氣的消去等の方法により、外部流出等の危険を防止するための方策を講じたうえで、削除または廃棄をするものとする。

## 第 4 節 技術的安全管理措置

#### 第 32 条（アクセス制御）

個人データへのアクセス制御およびアクセス者の識別と認証は以下のとおりとする。

- ① 個人データを取り扱う機器を特定し、当該機器を取り扱う者を限定する。
- ② 機器に標準装備されているユーザー制御機能（ユーザーアカウント制御）により、情報システムを取り扱う者を限定する。

#### 第 33 条（外部からの不正アクセス等の防止）

会社は、以下の各方法により、情報システムを外部からの不正アクセスまたは不正ソフトウェアから保護するものとする。

- ① 情報システムと外部ネットワークとの接続箇所に、ファイアウォール等を設置し不正アクセスを遮断する方法

- ② 情報システムおよび機器にセキュリティ対策ソフトウェア等（ウイルス対策ソフトウェア等）を導入する方法
- ③ 導入したセキュリティ対策ソフトウェア等により、入出力データにおける不正ソフトウェアの有無を確認する方法
- ④ 機器やソフトウェア等に標準装備されている自動更新機能等の活用により、ソフトウェア等を最新状態とする方法
- ⑤ ログ等の分析を定期的に行い、不正アクセス等を検知する方法

#### 第34条（情報漏えい等の防止）

会社は、個人データの含まれるファイルをインターネット等により外部に送信する場合、通信経路における情報漏えい等および情報システム内に保存されている個人データの情報漏えい等を防止するものとする。

- ① 通信経路における情報漏えい等の防止策  
通信経路の暗号化
- ② 情報システム内に保存されている個人データの情報漏えい等の防止策  
データの暗号化またはパスワードによる保護

## 第5節 委託先の監督

#### 第35条（委託先の監督）

会社が個人データの取扱いを外部に委託する場合は、当該委託において取り扱う個人データの安全管理が図られるよう、当該委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

## 第7章 懲 戒

#### 第36条（懲 戒）

個人情報保護管理者および個人情報を取り扱う従業員が、個人情報の保護に関する法令並びにこの規程に違反したときは、就業規則の定めるところにより、懲戒処分を行う。また、他者を教唆した者、在職中に違反行為が発覚した退職者も同様とし、その行為の程度に応じて懲戒処分を与える。

## 第8章 苦 情 処 理

### 第37条（苦情の処理）

- 個人情報の取扱いに関する苦情・相談の窓口業務は、総務人事部が担当するものとする。
- 2 個人情報保護管理者は、前項の目的を達成するために必要な体制の整備を行う。
  - 3 総務人事部の責任者は、適宜、個人情報保護管理者に苦情の内容を報告するものとする。

## 付 則

1. この規程は、平成 17 年 4 月 1 日より実施する。(制定)
2. 一部改定に伴い、2023 年 4 月 1 日より名称を「35 株式会社よんやくにおける個人情報保護法に関する指針」から「35 個人情報保護規程」へ改定する。
3. 一部改定 2026 年 4 月 1 日実施

# 情報漏えい等の事態等対応手続

## 第1条（目 的）

本手続は、「個人情報の保護に関する法律」および「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき、個人データまたは特定個人情報の漏えい、滅失または毀損（それぞれ第2条第2項に定義する「漏えい」、「滅失」または「毀損」をいう。以下併せて「漏えい等」という。）に関して報告対象事態（第2条に定める「報告対象事態」をいう。）が発生した場合における当社における対応についての手続について定める。なお、本手続の用語については、「個人情報保護規程」および「特定個人情報保護規程」の定めるところに従う。

## 第2条（定 義）

この手続において「漏えい」とは、個人データまたは特定個人情報が外部に流出することをいう。

### 【個人データ／特定個人情報の漏えいに該当する事例】

- 事例1) 個人データ／特定個人情報が記載された書類を第三者に誤送付した場合
- 事例2) 個人データ／特定個人情報を含むメールを第三者に誤送信した場合
- 事例3) システムの設定ミス等によりインターネット上で個人データ／特定個人情報の閲覧が可能な状態となっていた場合
- 事例4) 個人データ／特定個人情報が記載または記録された書類・媒体等が盗難された場合
- 事例5) 不正アクセス等により第三者に個人データ／特定個人情報を含む情報が窃取された場合

なお、個人データ／特定個人情報を第三者に閲覧されないうちに全てを回収した場合は、漏えいに該当しない。また、個人情報取扱事業者が自らの意図に基づき個人データを第三者に提供する場合（原則として本人の同意が必要）は、漏えいに該当しない。

- 2 この手続において「滅失」とは、個人データまたは特定個人情報の内容が失われることをいう。

### 【個人データ／特定個人情報の滅失に該当する事例】

- 事例1) 個人情報データベース等／特定個人情報ファイルから出力された氏名等が記載された帳票等を誤って廃棄した場合（※1）
- 事例2) 個人データ／特定個人情報が記載または記録された書類・媒体等を社内で紛失した場合（※2）

なお、上記の場合であっても、その内容と同じデータが他に保管されている場合は、滅失に該当しない。また、個人情報取扱事業者が合理的な理由により個人データ／特定個人情報を削除する場合は、滅失に該当しない。

（※1）当該帳票等が適切に廃棄されていない場合には、特定個人情報の漏えいに該当する場合がある。

（※2）社外に流出した場合には、特定個人情報の漏えいに該当する。

- 3 この手続において個人データまたは特定個人情報の「毀損」とは、個人データまたは特定個人情報の内容が意図しない形で変更されることや、内容を保ちつつも利用不能な状態となることをいう。

【個人データ／特定個人情報の毀損に該当する事例】

事例1) 個人データ／特定個人情報の内容が改ざんされた場合

事例2) 暗号化処理された個人データ／特定個人情報の復元キーを喪失したことにより復元できなくなった場合

事例3) ランサムウェア等により個人データ／特定個人情報が暗号化され、復元できなくなった場合 (※)

なお、上記の場合であっても、その内容と同じデータが他に保管されている場合は毀損に該当しない。

(※) 同時に個人データ／特定個人情報が窃取された場合には、個人データ／特定個人情報の漏えいにも該当する。

### 第3条 (報告対象事態)

当社は、次の第1号(1)から(4)までおよび第2号(1)から(3)までに掲げる事態 (以下「報告対象事態」という。)を知ったときは、個人情報保護委員会に報告するものとする。ただし、高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じているものはこの限りでない。

#### ① 個人データ

- (1) 要配慮個人情報が含まれる個人データの漏えい等が発生し、または発生したおそれがある事態

(例) 従業員の健康診断等の結果を含む個人データが漏えいした場合

- (2) 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある個人データの漏えい等が発生し、または発生したおそれがある事態

(例) EC サイトからクレジットカード番号を含む個人データが漏えいした場合

- (3) 不正の目的をもって行われたおそれがある個人データの漏えい等が発生し、または発生したおそれがある事態

(例) 不正アクセスにより個人データが漏えいした場合

(例) ランサムウェア等により個人データが暗号化され、復元できなくなった場合

(例) 個人データが記載または記録された書類・媒体等が盗難された場合

(例) 従業員が顧客の個人データを不正に持ち出して第三者に提供した場合

- (4) 個人データに係る本人の数が「1000人」を超える漏えい等が発生し、または発生しおそれがある事態

(例) システムの設定ミス等によりインターネット上で個人データの閲覧が可能状態となり、当該個人データに係る本人の数が1000人を超える場合

## ② 特定個人情報

### (1) 次に掲げる事態

(ア) 不正の目的をもって行われたおそれがある特定個人情報の漏えい等が発生し、または発生したおそれがある事態

(例) 不正アクセスによって特定個人情報を漏えいした場合

(例) ランサムウェア等によって特定個人情報が暗号化され、復元できなくなった場合

(例) 特定個人情報が記載または記載された書類・媒体等が盗難された場合

(イ) 不正の目的をもって、特定個人情報が利用され、または利用されたおそれがある事態

(例) 業務に関係なく、マイナンバーを利用し、住所等を検索・取得した場合

(ウ) 不正の目的をもって、特定個人情報が提供され、または提供されたおそれがある事態

(例) 従業員が特定個人情報を不正に持ち出して第三者に提供した場合

(2) 特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報が電磁的方法により不特定多数の者に閲覧され、または閲覧されるおそれがある事態

(例) システムの設定ミス等によりインターネット上で特定個人情報の閲覧が可能な状態となっている場合

(3) 次に掲げる特定個人情報に係る本人の数が「100人」を超える事態

(ア) 漏えい等が発生し、または発生したおそれがある特定個人情報

(例) 第三者に誤送付・誤送信した特定個人情報に係る本人の数が100人を超える場合

(イ) 番号法第9条の規定に反して利用され、または利用されたおそれがある個人番号を含む特定個人情報

(例) 個人番号利用事務と関係のない顧客管理のためのIDとして利用していたマイナンバーの数が100人を超える場合

(ウ) 番号法第19条の規定に反して提供され、または提供された100人を超える特定個人情報の漏えい等が発生し、または発生したおそれがある事態

(例) マイナンバー部分にマスキング処理することを失念して、特定個人情報を取り扱わない委託事業者等に提供した特定個人情報に係る本人の数が100人を超える場合

## 第4条 (所管部門)

総務人事部を本手続の所管部門とし、以下の対応について、関係部門と連携して責任をもって行う。

### ① 当社内部における報告・被害の拡大の防止

報告対象事態を認識した者は総務人事部の取扱責任者に直ちに報告するものとする。漏えい等事案による被害が発覚時よりも拡大しないよう必要な措置を講じなければならない。

- ② 事実関係の調査、原因の究明  
取扱責任者は漏えい等事案の事実関係の調査および原因の究明に必要な措置を講じなければならない。
  - ③ 影響範囲の特定  
取扱責任者は、上記②で把握した事実関係による影響範囲の特定のために必要な措置を講ずるものとする。
  - ④ 再発防止策の検討および実施  
取扱責任者は、上記②の結果を踏まえ、漏えい等事案の再発防止策の検討および実施に必要な措置を講じるものとする。
  - ⑤ 個人情報保護委員会への報告および本人への通知
- 2 取扱責任者は本手続に定める対応を優先して行う。
  - 3 取扱責任者は、本手続について定期的（年1回程度）に見直しを行う。

#### 第5条（第一報）

当社の従業員は、漏えい等の事案の発生を認識した場合には、取扱責任者に報告をしなければならない。

連絡先：089-990-4141（内線：6101100）

#### 第6条（被害の拡大の防止）

取扱責任者は、前条の第一報があった場合、速やかに漏えい等の事案の防止その他の暫定措置を講ずるように関係部門に対して指示をする。

- 2 外部からの不正アクセスや不正プログラムの感染が疑われる場合には、当該端末等のLANケーブルを抜いてネットワークからの切り離しを行う等、適切な対応について、関係部門に対して指示をする。

#### 第7条（経営陣への報告）

取扱責任者は、必要と認められる場合、直ちに、代表取締役および関係管掌取締役に対して報告を行う。

#### 第8条（事実関係の調査、原因の究明）

取扱責任者は、関係部門と連携の上、以下の観点において事実関係の調査を行う。

- ① 漏えい等があった個人情報を取扱う部門および担当者の特定
  - ② 漏えい等のルートの解明
  - ③ 漏えい等の有無の確認（漏えい等していた場合には、漏えい先の特定を含む。）
  - ④ 漏えい等の対象となる本人、情報の項目および人数の特定
- 2 取扱責任者は、原因の究明にあたっては、以下の観点により検討を行う。
    - ① 全社レベルの問題か・各部門レベルの問題か
    - ② 社内規程等に不備がなかったか

- ③ 安全管理措置（組織的・人的・物理的・技術的）に不備はなかったか（特に、不正アクセスの場合は、技術的安全管理措置において情報システムの脆弱性・不備はなかったか）
- ④ 組織全体の問題か・個人に起因する原因か
- 3 当社の情報システムに対する不正アクセスが認められる場合は、外部のフォレンジック専門業者に委託をして事実関係の調査および原因の究明を行う。
- 4 取扱責任者は、必要に応じて、警察、弁護士等に対して相談を行う。

#### 第9条（影響範囲の特定）

取扱責任者は、前条で把握した事実関係に関して、漏えい等の対象となる情報の本人の数、漏えいした情報の内容、漏えいした原因等を踏まえ、影響範囲を特定する。

#### 第10条（再発防止策の検討および実施）

取扱責任者は、第7条で究明した原因および前条で特定した影響範囲を踏まえ、再発防止策を検討し、速やかに実施する。

- 2 再発防止策は以下の観点に留意して策定するものとする。
  - ① 全社レベルの見直しが必要か、各部レベルの見直しで足りるか
  - ② 社内規程等の見直しが必要か
  - ③ 安全管理措置（組織的・人的・物理的・技術的）の見直しが必要か
  - ④ 運用の見直しやモニタリングで足りるか

#### 第11条（関係者の処分）

取扱責任者は、就業規則に基づき制裁を行う。

- 2 取扱責任者は、必要に応じて、関係者について刑事告発を行う。

#### 第12条（個人情報保護委員会への報告）

当社は、報告対象事態を知ったときは、速やかに（概ね3～5日以内）、個人情報保護委員会に以下の事項のうち、その時点で把握している当該事態に関する事項を個人情報保護委員会所定の様式により報告しなければならない（速報）。報告期限の起算点となる「知った」時点については、当社のいずれかの部門が当該事態を知った時点を基準とする。

- ① 概要
- ② 個人データ／特定個人情報の項目
- ③ 個人データ／特定個人情報に係る本人の数
- ④ 原因
- ⑤ 二次被害またはそのおそれの有無およびその内容
- ⑥ 本人への対応の実施状況
- ⑦ 公表の実施状況
- ⑧ 再発防止のための措置
- ⑨ その他参考となる事項

- 2 当社は、報告対象事態を知った日から30日以内(第2条第1号(3)または第2号(1)アからウまでの事態を知った場合には60日以内)に、第1項に掲げる当該事態に関する事項を個人情報保護委員会所定の様式により記載の事項を個人情報保護委員会に報告しなければならない(確報)。

### 第13条(本人への通知)

当社は、報告対象事態(高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じている場合を除く。)を知ったときは、当該事態の状況に応じて速やかに、第3項に規定する事項を本人に通知するものとする。

- 2 「当該事態の状況に応じて速やかに」とは、速やかに通知を行うことを求めるものであるが、具体的に通知を行う時点は、個別の事案において、その時点で把握している事態の内容、通知を行うことで本人の権利利益が保護される蓋然性、本人への通知を行うことで生じる弊害等を勘案して判断するものとする。

【その時点で通知を行う必要があるとはいえないと考えられる事例(※)】

\*インターネット上の匿名掲示板等に漏えいした複数の特定個人情報アップロードされており、個人番号利用事務等実施者において当該掲示板等の管理者に削除を求める等、必要な初期対応が完了しておらず、本人に通知することで、かえって被害が拡大するおそれがある場合

\*漏えい等のおそれが生じたものの、事案がほとんど判明しておらず、その時点で本人に通知したとしても、本人がその権利利益を保護するための措置を講じられる見込みがなく、かえって混乱が生じるおそれがある場合

(※)「当該事態の状況に応じて速やかに」本人への通知を行うべきことには変わらない。

- 3 本人への通知事項は、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において以下の事項を通知するものとする。

- ① 概要
- ② 漏えい等が発生し、または発生したおそれがある個人データの項目
- ③ 原因
- ④ 二次被害またはそのおそれの有無およびその内容
- ⑤ その他参考となる事項

- 4 第1項にかかわらず、本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとる場合には本人への通知を要しない。

【本人への通知が困難な場合に該当する事例】

事例1) 保有する個人データの中に本人の連絡先が含まれていない場合

事例2) 連絡先が古いために通知を行う時点で本人へ連絡できない場合

【代替措置に該当する事例】

事例1) 事案の公表

事例2) 問合せ窓口を用意してその連絡先を公表し、本人が自らの個人データが対象となっているか否かを確認できるようにすること

(※) 代替措置として事案の公表を行わない場合であっても、当該事態の内容等に応じて、二次被害の防止、類似事案の発生防止等の観点から、公表を行うことが望ましい。

(※) 公表すべき内容は、個別の事案ごとに判断されるが、本人へ通知すべき内容を基本とする。

#### 第 14 条（影響を受ける可能性のある本人への賠償）

取扱責任者は、漏えい等の事案が発生した場合、漏えい等の対象となった情報の内容、漏えい等の態様等の事実関係および究明した原因、他の同種事案における賠償額等を考慮して、影響を受ける可能性のある本人への賠償額（金銭以外の賠償を含む。）および賠償方法を決定する。

#### 第 15 条（事実関係および再発防止策の公表）

取扱責任者は、漏えい等の事案が発生した場合、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、事実関係および再発防止策等について、速やかに公表するものとする。

2 前項にかかわらず、本人の権利利益が侵害されていないと認められる場合（以下の場合をも含むがこれらの場合に限られない）には、事実関係および再発防止策等についての公表を省略することができる。なお、サイバー攻撃による場合等で、公表することでかえって被害の拡大につながる可能性があると考えられる場合には、専門機関等に相談するものとする。

① 紛失したデータを第三者に見られることなく速やかに回収した場合

② 高度な暗号化等の秘匿化が施されていて紛失したデータだけでは本人の権利利益が侵害されていないと認められる場合

## 付 則

1. この規程は、2023年4月1日より実施する。(制定)
2. 一部改定 2026年4月1日